

酒田市告示第 10 号

公募型プロポーザルの公告

酒田市内部業務システム更新業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

酒田市長 矢口 明子

1 業務の概要

- (1)業務名 酒田市内部業務システム更新業務委託
- (2)業務内容 酒田市内部業務システム更新業務
- (3)契約方法 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする
- (4)履行期間 契約の締結の日から令和11年3月31日まで
 - ①システム構築
契約締結日から令和7年1月31日まで
 - ②システム運用及び保守業務委託期間
令和7年2月1日から令和11年3月31日まで

2 参加資格要件

本企画提案へ参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱(平成29年告示第580号)に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3)酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証、またはプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6)稼働までに、障害発生の連絡を受けてから2時間以内に障害対応作業が開始できるよう、システムを一体的に対応する保守拠点及び保守体制が設けられること。
- (7)企画提案書の提出までに、酒田市契約規則(平成17年規則第58号)第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿(令和5年・6年)において、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード2「情報処理」に記載され、山形県内に本社・営業所等を有

すること。ただし、酒田市指名競争入札参加者登録簿に搭載されていない者が、次に掲げる書類を参加表明書と併せて提出し、内容を審査し、資格を有することが認められたときはこの限りでない。

- ① 登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)
- ② 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- ③ 法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書
- ④ 酒田市市税の納税証明書(本市に本社・支店等又は委任先がある場合)
- ⑤ 酒田市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第10号)第2条第2号及び第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者、又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する誓約書

3 参加手続

(1)実施要領の交付

令和6年1月9日(火)から
酒田市ホームページからのダウンロードとする

(2)参加申込書等の提出

提出書類 ①参加表明書兼秘密保持誓約書(様式1)
②ISMS またはプライバシーマークの取得を証明する書類の写し

提出期限 令和6年1月29日(月) 正午まで必着とする

提出方法 持参又は書留郵便若しくは電子メールによる。

※電子メールで提出する場合は、電話での受信確認を行い、電子メールでの提出後、速やかに関係書類を持参又は書留郵便で提出すること。(提出期限までに電子メールで提出されていれば関係書類の持参又は書留郵便での提出は提出期限を過ぎててもかまわない。)

提出先 下記10担当課まで

(3)参加資格確認結果の通知

上記2に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年2月1日(木)までに参加資格確認結果を通知する。また併せて、参加資格要件を有するものに企画提案書の提出を要請する。

(4)企画提案書等の提出

① 提出書類 企画提案書(様式5)、機能要求整理表(様式6)、
経費見積書(様式7)

② 提出期限 令和6年2月9日(金)正午まで必着とする

③ 提出部数 持参又は書留郵便で提出する場合は提出書類それぞれ各1部のほかに、全ての提出書類の電子データ(PDFファイル形式)を記録した電子媒体(CD又はDVD)を1部提出するものとする。

④ 提出方法 持参又は書留郵便若しくは電子メールによる。
※電子メールで提出する場合は、電話での受信確認を行い、電子メールでの提出後、速やかに関係書類を持参又は書留郵便で提出すること。(提出期限までに電子メールで提出されていれば関係書類の持参又は書留郵便での提出は提出期限を過ぎててもかまわない。)

⑤ 提出先 下記10担当課まで
なお、提出された企画提案書等は返却しない

(5) その他

企画提案書の内容について、提案プレゼンテーションの実施日程及び会場等の詳細は別途通知する。

4 質問及び回答

(1) 質問書期限

令和6年1月30日(火)正午まで必着とする。

(2) 提出先

下記10担当課の電子メールアドレスまで、質問書(様式3)により提出すること。

(3) 回答

令和6年2月5日(月)までの間、随時、電子メールによる回答を行う。

5 辞退届の提出

参加者は、企画提案書の提出期日までに、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。なお、辞退にあたっては、その旨を記載した書面(様式は任意)を提出するものとする。辞退した者は、これを理由に以降、不利益な扱いを受ける事はない。

6 失格要件

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 審査委員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合。
- (5) 実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しないもの。
- (6) 企画提案書等に記載すべき事項が記載されていないもの。
- (7) 価格提案書の金額が提案上限額を超えた場合。

7 審査方法

市が設置するグループウエア再構築業務委託プロポーザル審査会において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーション審査を基に総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者の選定を行うものとする。審査会は、令和6年2月16日(金)を予定している。

8 選考結果の通知、公表について追記必要

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書(様式8)により、電子メールで交付する。令和6年2月27日(火)を予定している。

9 その他

- (1) 本市は、契約締結後においても受託事業者にも本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (2) その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ(<https://www.city.sakata.lg.jp/>)に掲載する。

10 担当課

酒田市企画部情報企画課 担当 後藤和紀
〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2-45
電話: 0234-26-5721
E-mail: jyoho@city.sakata.lg.jp